# 省　令

**○法務省令第四号**

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

法務大臣　上川　陽子

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「四、〇〇二円」を「四、〇四七円」に、「三、九二九円」を「三、九七三円」に、「三、八五七円」を「三、九〇〇円」に、「三、八〇九円」を「三、八五一円」に、「三、七一三円」を「三、七五四円」に、「三、六四一円」を「三、六八一円」に、「三、五六九円」を「三、六〇七円」に、「三、七五〇円」を「三、七九五円」に、「三、六七七円」を「三、七二一円」に、「三、六〇五円」を「三、六四八円」に、「三、五五七円」を「三、五九九円」に、「三、四六一円」を「三、五〇二円」に、「三、三八九円」を「三、四二九円」に、「三、三一七円」を「三、三五五円」に改める。

第七条第二項の表中「五〇二、六五七円」を「五一一、〇九八円」に、「四九〇、二四六円」を「四九八、四七二円」に、「四七七、八三四円」を「四八五、八四六円」に、「四六九、五六〇円」を「四七七、四二八円」に、「四五三、〇一一円」を「四六〇、五九四円」に、「四四〇、五九九円」を「四四七、九六七円」に、「四二八、一八八円」を「四三五、三四一円」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

**○財務省令第二号**

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九岡山東の項中「福吉町」の下に「、芳泉三丁目四番から七番まで、芳泉四丁目」を加える。

**附　則**

この省令は、平成二十七年一月三十一日から施行する。

**○厚生労働省令第十一号**

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条の規定に基づき、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「処分等」を「翌年度繰入」に改め、同条中「又は不足金」を削り、「翌事業年度」の下に「の収入」を加え、「繰り越す」を「繰り入れる」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第十八条（同令第二十条（確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第六十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合及び確定拠出年金法施行規則第六十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく国民年金基金の業務経理、確定拠出年金事務経理及び確定拠出年金運営管理業務経理並びに国民年金基金連合会の事業経理、業務経理及び確定拠出年金事業経理の平成二十五年度以前の決算については、なお従前の例による。ただし、これらの経理の平成二十五年度の決算上の繰越剰余金の処理については、平成二十六年度以降において、それぞれ当該繰越剰余金をこれらの経理の収入に繰り入れるものとする。

**○厚生労働省令第十二号**

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第四項第一号ロ(3)中「受けた事業主」を「受け、又はハ(1)に規定する被保険者に該当することにより中小企業両立支援助成金（(1)に規定する育児休業と同一の育児休業に係るものに限る。）の支給を受けた中小企業事業主」に改め、同号に次のように加える。

ハ　次のいずれにも該当する中小企業事業主

(1)　その雇用する被保険者について、雇用管理に関する業務について知識を有する者の支援を受けて育休復帰支援計画（育児休業をする被保険者の育児休業の開始前（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業する期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をする場合にあつては、当該期間の開始前）に、事業所において作成される当該被保険者に係る育児休業を取得することを円滑にするための措置及び当該被保険者の当該育児休業の終了後に当該被保険者が事業所において再び就業することを円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この条において同じ。）を作成し、かつ、当該育休復帰支援計画に基づく措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者の育児休業をした期間が三箇月以上（当該被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が三箇月以上）であるもの

(2)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

(3)　(1)に該当する被保険者と同一の被保険者がロ(1)に規定する被保険者に該当することにより中小企業両立支援助成金（(1)に規定する育児休業と同一の育児休業に係るものに限る。）の支給を受けていない中小企業事業主

第百十六条第四項第二号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ　前号ハに規定する中小企業事業主であつて前号ハ(1)に該当する被保険者が生じたもの　一の事業主につき三十万円

第百十六条第五項中「前項第一号」を「前項第一号イ又はロ」に、「同項第二号」を「同項第二号イ又はロ」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第四項第一号ハに規定する中小企業事業主が、同号ハ(1)に該当する被保険者と同一の被保険者について、同号ハに該当することにより中小企業両立支援助成金の支給を受け、かつ、当該中小企業両立支援助成金に係る育休復帰支援計画に基づく措置を講じ、当該被保険者を育児休業後六箇月以上継続して雇用した場合にあつては、当該中小企業事業主に対し、三十万円を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主にあつては、この限りではない。

**附　則**

この省令は、平成二十七年二月一日から施行する。

**○経済産業省令第五号**

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一